○内閣府、文部科学省、厚生労働省
一　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する件　三24八
○宮内庁
二　皇居において天皇誕生日一般参賀を行う件　二一
○国家公安委員会
四　国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第二項の規定に基づき、公告事項に変更があった公告国際テロリストを公告する件　二特10一
五　国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第五条第四項の規定に基づき、公告事項に変更があった公告国際テロリストを公告する件　二特10一
六　国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第二項の規定があった公告国際テロリストを公告する件　一四特14一
七　駆動補助機付自転車の型式認定番号を指定した件　一五二
八　普通自転車の型式認定番号を指定した件　一五二
○金融庁
一四　損害保険料率算出団体に関する法律第十条の五第六項の規定に基づき自動車損害賠償責任保険基準料率を告示する件　三24九
一五―一七　保険業法第二百九条第二号の規定による届出に関する件　一四一
○デジタル庁
二　公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示　二八二
○デジタル庁、総務省
三　平成二十九年総務省告示第八十二号の一部を改正する件　一〇29六一
四　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示　二八二
五　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第五十九条の四の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示　二八二
○デジタル庁、法務省
二　電子署名及び認証業務に関する法律第九条第一項に規定する特定認証業務の変更の認定に関する件　二一
○総務省
一〇　政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件　一22三八
一一　令和四年総務省告示第三百二十五号の一部を訂正する件　一22三八
一二　令和四年総務省告示第三百四十七号の一部を訂正する件　一22三九
一三　無線測位業務を行う無線局の送信設備の参照帯域幅及び帯域外領域とスプリアス領域の境界の周波数を定める件の一部を改正する件の一部を改正する件　三24二九
一四　夕張市財政再生計画の変更の内容及び協議の結果を公表する件　六25一
一五　電波法施行規則第十五条の二第二項第一号及び第三号の規定に基づき、同項第一号及び第三号の無線局に使用させる電波の周波数を定める件の一部を改正する件　六25一三
一六　市の境界変更の件　一〇三
一七　令和二年総務省告示第二百七十六号の一部を訂正する件　一〇29六二
一八　政党交付金を返還すべき政党の名称及び返還すべき政党交付金の額を公表する件　一〇29六五
一九　指定船舶等に乗船している船員の不在者投票及び南極調査員の不在者投票における投票並びに不在者投票管理者の管理する場所において投票をすることができない船員の不在者投票における確認書を受信するために市町村の選挙管理委員会が設置するファクシミリ装置及びその管理の方法に関する技術的基準の一部を改正する件　一〇29六五
二〇　国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律の規定により、政党事務所周辺地域を指定する件　一五三
二一　重要通信を行う機関を指定する件の一部を改正する件　一六33四四
二二　特定国外派遣組織を指定する件　一七一
二三　電気通信番号計画の一部を変更する件　二三37六
二四　その電気通信事業の用に供する電気通信設備を適正に管理すべき電気通信事業者を告示する件の一部を改正する件　二三37九
二五　事業用電気通信設備規則の細目を定める件の一部を改正する件　二三37九
二六　情報通信ネットワークの安全・信頼性基準の一部を改正する件　二三37九
二七　電気通信事業法第十二条の二第四項第二号ロの電気通信設備を指定する件の一部を改正する件　二三37一〇
二八　衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続について届出があった件　二三37一五